

別表第3（第10条関係）

主に保育に当たる者の状況	
順位	種別
1	児童相談関係
2	身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定の交付を受けている。
3	月20日勤務として1日の就労時間が7時間以上又は職種が居宅外自営
4	居宅内自営(店舗有)
5	職種が自宅内自営(店舗なし)又は職種が農業
6	障がい、疾病、負傷中、介護、就学又は出産
7	月20日勤務として1日の就労時間が6時間以上
8	月20日勤務として1日の就労時間が5時間以上
9	月20日勤務として1日の就労時間が4時間以上
10	月20日勤務として1日の就労時間が4時間未満又は内職
11	求職中